

○国会法（抄）

（昭和二十二年四月三十日）

（法律第七十九号）

第三十五条 議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額（地域手当等の手当を除く。）より少くない歳費を受ける。

（昭三〇法三・全改、平一七法一〇九・一部改正）

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月三十日）

（法律第八十号）

第一条 各議院の議長は二百十七万円を、副議長は百五十八万四千円を、議員は百二十九万四千円を、それぞれ歳費月額として受ける。

（平一七法一〇九・全改、平二一法八八・平二二法五五・一部改正）

第七条 議員で国の公務員を兼ねる者は、議員の歳費を受けるが、公務員の給料を受けない。但し、公務員の給料額が歳費の額より多いときは、その差額を行政庁から受ける。

（昭二三法八八・全改）